

# 「和歌山県・市町村連携会議」

～地方分権の推進・三位一体の改革に対応した県・市町村間での連携～

## (中間報告書)

平成19年1月

## 目 次

1	連携会議設立の趣旨	・・・・・・・・	1
2	連携会議のこれまでの取り組み	・・・・・・・・	1
3	各小委員会における検討状況		
	(1) 権限移譲小委員会	・・・・・・・・	3
	(2) 税収確保小委員会	・・・・・・・・	4
	(3) コスト縮減等小委員会	・・・・・・・・	10
資料			
	(1) 規約	・・・・・・・・	18
	(2) 表彰規約	・・・・・・・・	19
	(3) 構成員名簿	・・・・・・・・	21
	(4) 開催経過	・・・・・・・・	23

## I 連携会議設立の趣旨

地方を取り巻く情勢は、国・地方を通じての厳しい財政状況、三位一体改革、地方分権、市町村合併等、激動の時代の中、非常に重要な局面を迎えております。

また、国と地方の関係は、自己責任・自己決定に基づく行財政関係の構築が図られつつあり、県と市町村間においても、両者が協力し、自律的な関係を構築しつつ、県・市町村の共通課題に両者が連携・協力して対処していくことが重要となっております。

このため、この趣旨に沿う様々なテーマについて、県・市町村の連携方策等を検討する会議を設置し、具体的に取り組んでいくこととします。

## II 連携会議のこれまでの取り組み

平成17年2月に発足しました「和歌山県・市町村連携会議」は、市町村助役、市長会・町村会事務局長、県総務部長、振興局長をメンバーとする全体会議と、詳細な検討を行う小委員会で構成されています。

昨年に引き続き「権限移譲」、「税収確保」、「コスト縮減等」を協議する3つの小委員会で、市町村と意見交換を行いながらテーマ選定、実現への手法、効果等について、議論を深めてきました。

「権限移譲小委員会」は、多様化した住民ニーズに対応したきめ細かい行政サービスを提供していくため、住民に身近な市町村の権限を充実し、自律性をたかめることにより地方分権を推進していくものです。

権限移譲小委員会は、中核市、一般市、町村の3グループで協議を行い、中核市に介護保険法に基づく事務9項目を含む13項目、一般市に地方自治法に基づく事務3項目、町村に屋外広告物法に基づく事務を含む4項目を平成18年度から移譲しました。

本年度の権限移譲事務の検討については、事務事業の仕分け調査結果を踏まえつつ、市町村の超過負担が生じないように配慮し、住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するという視点に立ち、関係市町村の合意形成に努め、引き続き実施してまいります。

「税込確保小委員会」は、厳しい財政状況、国からの税源移譲、全国でも低い徴収率を踏まえ、税込確保を図るための様々な方策に県と市町村が連携して取り組むものです。

県及び全市町村が参加し、18年4月から和歌山地方税回収機構が設立され、滞納整理等徴収強化に取り組んでいます。県から3名、市町村から7名を派遣し、弁護士等が顧問で参加し、成果を上げています。

それ以外に、個人住民税の県による直接徴収や不動産等の合同公売を実施することで、税負担の公平性の確保を図り、またなお一層の税込確保に努めています。

「コスト縮減等小委員会」は、県と市町村間又は市町村間に共通する経費については、重複するもの等も多く、広域・共同で取り組むことにより経費を節減するというものです。

コスト縮減等小委員会において、8つのテーマについて検討を行ってきました。各項目について、全市町村の意見集約、県における関連業務を所管する各課室の意向確認等を実施し、共同化等の実施に向け、課題整理及び今後の方向性及び対応等について協議を行いました。その結果、市町村の実施意向が強く、また意見集約が十分なされている、早期に実現可能な項目から順次実践しているところであり、その他の項目についても課題解消への方策等、またその縮減効果の検証などについても今後とも積極的に取り組んでいきます。

なお、平成18年度から振興局地域行政課が廃止されたことにより地域課題に対する情報交換、意見交換、県の施策や国の動向の情報提供を行うために、地域に出向き、3小委員会に対して情報、意見等をフィードバックしようという趣旨で地域小委員会を開催しました。

本年度は、紀北、紀中、紀南の3地域に分けて7月上旬に実施しました。

議題は、平成17年度の3つの小委員会の経過報告、今年度の取組みについて、県の事業の仕分けの実施について、地方行財政改革の直近の動向と今後の見通しについての4項目で行いました。公文書のメール化の促進を全庁的に図って欲しいとの要望があり、コスト縮減等小委員会で検討を行うこととしました。

また、権限移譲後の支援のあり方などの意見が出されました。このように、地域小委員会の意見等が各小委員会の検討内容に反映される状況がありました。今後も、地域小委員会を必要に応じて開催していきたいと考えています。

### Ⅲ 各小委員会における検討状況

#### 1 権限移譲小委員会

##### (1) 権限移譲の円滑な推進に向けた検討

平成18年4月から新たに「新たに生じた土地の確認や字の区域変更等に関する告示に関する事務」など4法令35事務を移譲し、現在、市町村に移譲している事務は、36法令230事務となっています。

しかし、これは全国に比べて移譲が進んでいるとはいえない状況にあります。

このため、権限移譲小委員会において、権限移譲の円滑な推進に向けた課題とその対応について検討を行い、現在移譲している事務を対象に、以下のような県による技術的、財政的な対応の必要性についてさらに検討をすすめることとしました。

- 市町村が事務処理を行うに当たり参考とするマニュアル作成が必要な事務とその内容について
- 市町村交付金の対象について

##### (2) 新たな権限移譲に向けた対応

本年度、県において実施した「事業の仕分け」によって、和歌山県行財政改革推進プランの計画期間内の実施に向けて取り組むこととなった「火薬類取締法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「農地法」の3法に係る事務について権限移譲に向けた検討をすすめることはもとより、新たな権限移譲対象事務の掘起こしを行い、さらなる権限移譲の推進に向けて検討を深めることとしました。

そのため、県から上記3法関連事務の他にも新たな移譲事務の提案を行うこ

とはもとより、市町村からも既に移譲している事務に関連する事務で市町村が行うことが適当な事務や市町村が処理することが住民の利便性の向上などに資すると考えられる事務について積極的な提案を行うための調査を行い、これらを基に権限移譲小委員会において権限移譲メニューを作成し、引き続き移譲に向けた検討をすすめることとしました。

## 2 税収確保小委員会

税収確保小委員会では、和歌山県税務協議会と協力して、県（税務課、市町村課、県税事務所）、和歌山地方税回収機構及び各ブロックの代表の市町村の担当約25名ずつによる以下の3つの研究会（各4回ずつ開催）を中心に活動を行いました。

また、10月13日には市町村税務担当課長全体会議を開催し、税源移譲等に係る周知・広報活動の連携及び和歌山地方税回収機構の平成19年度の体制等について、連絡協議を行いました。

### （1）県税及び市町村税の徴収強化に関する研究会

県税及び市町村税の徴収強化に関して、現年課税分の徴収率向上への取組、滞納繰越分への処分強化及び不良債権化した租税債権処理の適正化を徴収強化のための「三方面作戦」として、その方策について議論を進めました。

第1回研究会では、研究会の設立趣旨の説明並びに昨年度の研究実績及び評価を行い、徴税吏員の相互派遣（併任）、個人住民税の直接徴収及び合同公売の実施等について提案がなされ検討を行いました。また、市町村へのアンケート結果に基づき、徴収強化のための租税債権管理の適正化について意見交換を行いました。

第2回研究会では、新たに現年課税分の徴収対策として民間サービサーを活用した電話催告のためのコールセンターの先進事例の紹介が行われるとともに、租税債権管理の適正化のためのガイドラインの策定その他徴収対策について検討を行いました。

第3回研究会では、税源移譲の円滑な実施に向けた周知・広報活動の連携や、滞納整理強化月間の共同実施、滞納者の自動車へのタイヤロック、インターネット公売その他徴収対策について紹介、検討を行いました。

第4回研究会では、第3回でも議論をした税源移譲の広報活動の連携や、平成19年4月から県民税に超過課税される「紀の国森づくり税」の円滑な導入のための周知・広報についてとともに、組織目標（徴収計画）の策定その他徴収対策について検討を行いました。

以上の研究結果を受け、徴収強化のため、以下の取組が進められています。

① 税源移譲の円滑な実施に向けた周知・広報活動の連携

地方分権の推進のための税源移譲を円滑に実施するため、リーフレットの全戸配付や、年末調整説明会及び確定申告説明会での説明など住民への周知・広報活動について、県、市町村が連携して取組を進めています。

② 現年課税分の徴収対策の推進

民間を活用した滞納者への催告を行うコールセンターについては、単独市町村でも検討が進みはじめているとともに、併せて共同設置についても引き続き検討を行います。

また、5月に納期内納税の広報を兼ねた大規模小売店舗での出張納税窓口の共同開設の検討を進めます。

③ 徴収強化のための指針

租税債権の適正化のためのガイドラインや各自治体毎の徴収目標・行動計画の策定について引き続き検討を進めます。

④ 個人住民税の直接徴収の実施

18年度は、17市町から205件、1億8百万円の引継を受け、滞納

整理を行っています。11月末現在の状況は下表のとおりです。

	引受実績(本税)		徴収金額	徴収率	引受市町村
	件数	金額			
和歌山県税事務所	79	48,084,795	11,932,147	24.8%	和歌山市、海南市
紀北県税事務所	70	45,064,950	15,142,957	33.6%	岩出市、紀の川市、橋本市、かつらぎ町
紀中県税事務所	23	2,908,100	376,500	12.9%	有田市、有田川町、御坊市、日高町、由良町
紀南県税事務所	22	6,119,800	339,700	5.6%	田辺市、白浜町、上富田町
新宮出張所	11	6,350,600	1,187,600	18.7%	新宮市、那智勝浦町、串本町
計	205	108,528,245	28,978,904	26.7%	

⑤ 徴収職員の派遣（併任）の実施

平成18年11月から県の徴収職員が2市の徴税吏員の併任発令を受け、市税の滞納整理を行っています。

⑥ 滞納整理強化月間(12月)の実施

今年度は、県、市町村に加え、和歌山地方税回収機構とも共同して強化月間を設定し、各自治体が実情に即し、共同催告、休日・夜間納税窓口の開設、広報紙への掲載、差押えの強化、合同公売等の共同事業に取り組みました。

⑦ 不動産、電話加入権の合同公売

12月5日には、不動産の合同公売を実施し、県、かつらぎ町、湯浅町及び和歌山地方税回収機構が参加しました。また、平成19年2月20日には和歌山地方税回収機構による合同公売が行われる予定です。

11月7日には、電話加入権の合同公売を実施し、県、和歌山市、かつらぎ町が参加しました。また、平成19年3月6日にも合同公売を予定しています。

⑧ メーリングリストの設置

徴収事務に関する課題について相互に情報提供や意見交換を行う場とし



て、各自治体の徴収職員を対象としたメーリングリストを設置しました。  
10月の開設以来、4か月で延べ約80件の情報交換が行われています。

## (2) 和歌山地方税回収機構に関する研究会

市町村単独では処理が困難な市町村税等の滞納事案を引き受け、広域的に滞納整理を行うため、和歌山県・市町村連携会議での検討を経て、全市町村が構成団体である一部事務組合として、和歌山地方税回収機構（和歌山市茶屋ノ丁2番1和歌山県自治会館6階）が、平成18年4月に設立されたところです。

この機構は徴収部門に特化した組織であることから、機構の運営や将来のあり方等に関するいわゆる企画立案的事項を研究するとともに、移管件数、派遣職員及び負担金等市町村との調整協議を行う場として、機構の運営をサポートすることを目的として、本研究会が設置されました。

第1回研究会では、研究会の設置目的を確認した後、機構は現在の市町村税の徴収状況を改善するために設立されたものであり、機構の積極的な滞納整理の実施とともに、市町村が機構を活用して徴収強化に取り組むことが収税及び税負担の公平の確保につながるとの認識のもと、本研究会も議論を進めることが確認されました。

また、機構の年間スケジュールの提示、効果的な移管予告催告への取組、機構に対する要望等について意見交換を行いました。

第2回研究会では、機構への移管状況等の報告が行われるとともに、平成19年度の移管予定件数の提示及び組織体制の方向性について議論を行いました。また、3年目から導入を予定している市町村負担金の徴収実績割額についても意見交換を行いました。

第3回研究会では、公売の2か月毎の定期的な実施や、毎月差押え100件以上を行う積極的な滞納処分を通じて事案処理を行っている機構の活動状況の報告が行われました。また、19年度の組織体制及び市町村負担金並びに徴収実績割額について、地域ブロックでの検討結果及び10月13日に開催された

市町村税務担当課長全体会議での連絡協議の内容が報告されました。これを受け、機構の徴収体制を強化するための職員の1名増員、市町村の徴収力の充実を行うための短期スタッフ職員制度や機構職員の市町村派遣制度などについて検討を行いました。また、19年度の市町村負担金については、設立2年目であることから18年度と同じ基準単価とすること、平成19年度の予算案編成については、更なる経費節減に努めつつ徴収体制の強化に重点配分を行う方向とすることなどの検討を行いました。さらに、移管事務について初年度の反省を踏まえ、円滑で、適切な事案の移管を進めるため、19年度の移管スケジュール等についても検討を行いました。

第4回研究会では、下表の市町村が滞納者に対して機構への移管催告を行ったことによる徴収効果や機構の活動状況等が報告され、市町村自らが機構を活用して取組強化を行うことが税収確保において大切であることを再確認しました。その上で、19年度の市町村の徴収力を強化するための機構の体制及び来年度の移管に向けた市町村の取組等について検討が行われました。

○機構の設立効果 (百万円)

	間接効果 (10月末現在)	直接効果 (12月末現在)	計
納付又は徴収額	517	403	920
納付約束又は保全額	1,439	338	1,777
計	1,956	741	2,697

※全体:市町村税、個人県民税、国民健康保険税(料)及び附帯金

※間接効果:市町村が滞納者に対して機構への移管予告催告を実施した結果、新たに納付又は納付約束に応じたもの(市町村集計値)

※直接効果:機構が市町村から引受けた事案について、差押え等により徴収又は保全したもの

これまでの研究結果を踏まえ、19年度以降の機構の運営体制の充実強化を進めるとともに、引き続き、機構の運営、企画立案、市町村の徴収力の強化のための機構を活用等について研究を進めていきます。

また、さらには、納税者の利便性向上や自治体における徴収コストの削減を図るため、課税事務も含めた税業務の共同処理についても検討を進めていきます。

す。

### (3) 家屋評価事務に関する研究会

行政全般にわたり説明責任、透明性の確保、情報公開といったことが強く要請されており、家屋評価事務についても納税者に対する説明責任を確保できるよう、適正化・均衡化等を図ることが重要であるとの問題意識から本研究会は設置されました。

第1回研究会では、家屋評価事務に係る現状を分析し、問題点を整理することとし、まず家屋評価担当課の評価体制や家屋評価研修について平成18年4月に実施したアンケート結果等をもとに問題点を検討しました。また、家屋評価に関する裁判例や一部市町村におけるコンビニエンスストアの評価状況等を踏まえ、市町村間の評価水準の格差是正に向け効果的な方策を研究する必要があること、それに先立ちまず市町村の評価水準の現状について調査する必要があることを確認しました。

第2回研究会では、家屋評価の適正化・均衡化に向け今後研究すべき検討項目を整理するとともに、複数の都道府県や財団法人資産評価システム研究センター等において研究されている広域的比準評価方式や家屋評価の共同化について、その研究状況を紹介しました。また、全市町村を対象に8月から9月にかけて実施した同一サンプルを用いた家屋評価研修の結果、実際に各市町村間に評価水準の格差が存在することが確認されました。さらに、県・市町村の家屋評価担当者が集まって家屋評価のあり方について情報交換、検討を行う常設の機関が必要との提案が複数の市町村からあったことをうけ、平成19年4月に家屋評価均衡化検討委員会（仮称）を設置することを決定しました。

第2回研究会において確認した今後の検討項目に従い、第3回研究会以降、各項目について具体的に検討を進めることとし、まず、第3回研究会では、固定資産評価基準の理解が適正化・均衡化の大前提であるとの認識から、理解不足解消の方策として家屋評価研修のあり方、家屋評価事務を補完するマニュアル

ルの作成について検討を行いました。

また、平成18年10月には、第10回固定資産評価研究大会において「家屋評価の適正化・均衡化について－「和歌山県・市町村連携会議」での取り組み－」と題して、これまでの研究成果等について事例発表を行いました。

第4回研究会においては、広域的比準評価方式の導入、家屋評価事務の共同化について検討を行いました。

今後、これまでの研究結果を踏まえ、評価マニュアルの作成については平成19年4月に設置される家屋評価均衡化検討委員会において具体的な作業を進めること、広域的比準評価方式の導入及び家屋評価事務の共同化については中長期的な課題として同委員会において引き続き研究を進めることとしております。

### 3 コスト縮減等小委員会

#### 【総括】

「コスト縮減等小委員会」は、県と市町村又は各市町村間に共通する経費については、重複するもの等も多く、広域・共同で取り組むことにより経費を節減するというものです。

委員会は、検討項目の洗い出しのため8月下旬にアンケート調査を実施したうえで、平成18年10月2日に第1回目の会議を開催、7つの事項について議題としました。そのうち新規検討項目4つについては、その後更に検討を進め、平成19年1月16日に第2回目の会議を開催、その検討状況及び今後の取組方針等について報告を行いました。

今後は、庶務的事務の統合・共同化の推進、各種団体の整理・統合等について引き続き連携して取り組むことを確認しました。

#### (1) 市町村の庶務的事務の統合・共同処理の推進

市町村の庶務的事務の統合・共同処理の推進につきましては、各団体で重複する類型的な仕事を共同処理することで、各団体の事務軽減を図り、行政コス

トの一層のコスト縮減を図ることができないかという視点で、その業務の範囲、方策、可能性について検討してきたところであります。

【電算システム統合を伴う共同処理について】

和歌山県電子自治体推進協議会のバックオフィス系システムワーキンググループと共同で開催する合同勉強会において、希望する9市町で前向きに検討を進めているところです。

●第1回目（平成18年11月15日）

バックオフィス系システムの共同アウトソーシングの推進（現状や課題等）について意見交換を行った。

●第2回目（平成18年12月22日）

バックオフィス系システムの共同化についてベンダー2社から情報提供を受けた。

●第3回目（平成19年2月上旬（予定））

共同化の方針及び現行業務分析について検討予定。

地方自治情報センター登録システムについての研修会（和歌山県電子自治体推進協議会主催）予定。

【電算システム統合を伴わない共同処理について】

（物品調達に係る共同発注、施設の保守管理業務の共同発注等）

具体的にどのような品目、業務について共同処理が可能であり、あるいは実現が難しいか、また可能であればその手法について検討することとし、まずは地域事情を把握するため、庶務的事務の統合・共同処理に係る地域研究会を以下のとおり開催し、実務担当者による意見交換を行いました。

●第1回目（平成18年10月16日～24日）・・・県内7地域で開催

●第2回目（平成18年12月12日）・・・有田振興局で開催（有田）

●全体会（平成18年12月21日）・・・和歌山市で開催（9市6郡代表）

平成18年12月21日に、9市及び6郡代表の担当者の方にご参加いただき、地域研究会（全体会）を開催し、各地域研究会で議論された、実現可能な品目、また難しいと思われる品目等について、また歳入を上げる方策に係る取組事例、各団体のコスト縮減のための取組事例について報告しました。また、先進的な取組として、有田地方において、19年度の物品の単価契約の一部を

試行的に共同発注することによりコスト縮減が図れないか検証している旨報告しました。

また、電子入札システムに係る勉強会を開催してほしいとの提案がありましたので、現在、情報政策課、技術調査課等の必要な部署と調整しています。

各団体の実務担当者が地域研究会において情報交換を行うことが、事務事業の手法につき改めて見直しを行う契機となり、職員のコスト意識の啓発、事務改善、ひいてはコストダウンにつながれば、副次的な成果と考えています。

## (2) Webサイト知恵の「和」

昨今、行政を取り巻く財政状況は厳しさを増し、メールによる資料配付による会議の削減など各方面でコスト縮減が図られているところですが、その反面、職員同士が情報や意見を交換する機会は減少し、業務の上でも担当者間の連絡・連携を取りにくくなっています。

このような状況の中、知恵の「和」は各団体間で情報や意見の交換、施策紹介を容易に行えるインターネット上の「常設の意見交換の場」として取り組んできたものです。また、各団体の行事やイベント等を紹介する事によって情報発信の機会を増やし、他団体への周知、会議の場以外での団体・職員間の連携にも活用できます。

事前に行ったアンケート調査では多くの意見が寄せられており、その内容や掲載項目について検討を行っているところですが、来年度当初からの本格稼働を目指しサイトの構築作業を進めてまいります。

## (3) 駆けつけ応援団、職員交流

地方分権改革が推進される中、行政運営の円滑化・能率化も進める必要があります。そのため、県が保有する知見・ノウハウ等を共有し、県と市町村の連携の強化を図ることで、市町村の自立を支援する方策の一つとして、検討しました。

駆けつけ応援団は、市町村からの要請を受けて、数ヶ月程度の間県職員が、県での独自の業務を行いつつ週に1日とか2日とか定期的に市町村に出張して、市町村職員と一緒に業務を行い、課題解決のために知見・ノウハウ等を伝える

制度です。

取り組みとして、事前にどのようなニーズがあるかを把握するため市町村へアンケートを行い、その結果をもとに第1回の小委員会へ制度の概要を説明し検討しました。その後、県の各課室の状況、対応等を確認するために庁内へ調査を行いました。17業務について対応できるとの回答があり、19年度の実施に向けて、要綱及び協定書の検討を行うとともに、19年度以降も利用しやすい制度に向けて検討等が必要ではないかと考えています。

次に職員交流についてですが、行政システムの情報収集、相互理解協調関係の促進、職員の資質の向上等の効果が考えられます。県としてもあっせんを行うことにより、特定業務の円滑な事業実施が行うことができ、市町村を支援することになると考え、検討しました。

市町村に対するアンケート調査で「他市町村と人事交流を行っている」、又は「かつて行った」は2市のみであったが、「他市町村との人事交流を行いたいですか」との質問には「行いたい」、「検討したい」又は「他市町村から申し出があれば検討したい」と前向きな回答が23市町村からありました。このことから、職員交流の可能性があると考え、小委員会に制度の概要を説明し検討を行いました。

要綱及び協定書の検討を行っておりますので、作成次第各市町村に通知をしますので、職員交流の促進になればと考えています。

#### (4) 各種団体の整理・統合

県に事務局を置く各種団体の負担金等の見直しについては、各団体の所管課に対して市町村からの要望を伝えるほか、県の監査委員事務局による行政監査を実施するとともに、18年度予算においての予算の削減を依頼していたところ、市町村から負担金を徴している26団体の約88%にあたる23団体で14,717千円の減額となり、事業費割に伴う減額や市町村合併等による減額を除いても、42%の11団体において負担金及び負担率が見直されました。

このように、市町村からの要望、県の監査委員事務局による行政監査等により、負担金の見直しについては相当の成果が得られたところであり、今後も引き続き、市町村からの要望があれば各所管課に伝えていくとともに、県の監査

委員事務局及び行政経営改革室と連携しながら、各種団体負担金の見直しを含めた事務局のあり方を検討してまいります。なお、県の監査委員事務局では3月頃を目途に行政監査の措置状況の提出を求めているところです。

#### **(5) 公文書における電子メールの利用の推進について**

公文書における電子メールの利用の推進については、昨年度より会議、ヒアリング、調査・照会の統合と合わせて取り組んできたところです。

電子メールの利用により発送料等のコスト縮減を図れるとともに、業務の効率化、迅速化に資するということでメリットが非常に大きいと考えられます。

今年度については、県公文書管理規定における電子メールの位置づけを確認し、平成18年8月24日付け市町村課長通知で電子メールの利用の推進を各市町村長あて通知するとともに、市町村課所管の業務以外にもこの取組みを拡大できるよう、県庁内各部局に対し、周知を図ったところです。また県庁内においても、電子メールの利用促進を含む文書事務改善の協議が進められているところです。

#### **(6) 一部事務組合の統合等**

一部事務組合及び各構成市町村財政担当課などが一同に会し一部事務組合の予算案説明が行われるなど、一部事務組合の行財政改革に向けた取組がすすめられていますが、他方、一部事務組合の統合については具体的に至っていない状況にあります。

市町村においては、さらに一部事務組合の行革に向けた取組を推進することはもとより、一部事務組合の整理・統合について「構成市町村を同じくする組合の統合」あるいは「分野が関連する組合の統合」などに向けて、引き続き重要な課題として検討をすすめていきたいと考えています。

#### **(7) 住民参加型市場公募地方債、公会計制度改革・地域経営改善**

17年度において、住民参加型市場公募地方債の共同発行は実施希望市町村がなく、18年度に検討を行っていく予定でした。しかし、地方分権の推進、



地方財政再生制度、公会計制度改革、地方債の市場化など、市町村をとりまく環境が大きく変化しました。それに対応するため、「住民参加型市場公募地方債」及び「公会計制度改革・地域経営改善」の2つのテーマについて、参加希望団体と市町村課の財政担当者により知識の蓄積と情報交流の場づくりのための和歌山県市町村自治体ファイナンス勉強会を設立し、先進事例研究等を行っております。

なお、勉強会のスタートにあたり、早稲田大学マニフェスト研究所自治体ファイナンス部会から講師を招き、キックオフ講演会を開催しました。その後、それぞれのテーマについて勉強会を実施しています。

●キックオフ講演会（平成18年9月13日自治会館2階会議室）

参加者 81名（市町村46名、県33名、その他2名）

講演① 「地域自立に不可欠なファイナンス改革について」

早稲田大学マニフェスト研究所自治体ファイナンス部会  
部会長・前日興IR社長 有藤正道 氏

講演② 「自治体公会計制度改革と地域経営改善について」

同部会コアメンバー・新日本監査法人パブリックアフェ  
アーズ事業部・公認会計士 黒石匡昭 氏

## （8）アドプト

現在県や市町村が行っている道路や河川の整備・美化活動の中で、一定の経費が必要となります。しかし、その活動に地域住民の協力があれば経費削減を図る事ができ、コスト縮減につながります。その一つの方策となるのが、行政と地域住民・企業との間で協定を締結し、道路や河川を管理していくアドプト制度です。アドプト制度は単なるコスト縮減だけでなく、その活動を通じ地域の住民や団体、企業同士の協力関係の構築や地域に対する愛着の醸成など、行政として取り組むべき地域の活性化にも寄与する事ができます。

本年度、県におきましては道と川に関するアドプト関連要綱を作成し、6月には日高振興局管内で『紀の国マイロード事業』の第1号協定を地元ボランティア団体との間に締結しております。なお、下記の要綱等につきましては、各団体にご紹介しております。

- ・紀の国マイロード事業
- ・きのくにリバーアドプト事業

今後につきましては、全国各地の先進事例の紹介等を通じアドプト制度の情報提供を行ってまいります。

## (9) 統合補助金

県単独補助金の統合については、零細補助金や、市町村にとって使いにくい補助金を見直し、効果的で市町村の自立を図るものにしていくことを目的としています。

県単独事業の状況及び他府県における統合補助金の制度の研究などを今年度においても行ってきたところでありますが、一方で、県においては全庁的に補助事業を含めた事務事業の仕分け調査をなされ、その事業の必要性、事業主体、実施方法等の抜本的な見直し作業が進められているところであります。

県単独補助金については、今後とも行政改革等のなかで、単なる補助金の統廃合というだけでなく、少子高齢化対策、地域力の強化など特定の政策課題の解決に向けた取り組みといった多様な行政ニーズに対応した見直しが求められております。

従って、補助金の統合についても、こうした状況も十分考慮し、引き続き検討をしていく必要があると考えています。

# 資 料

# 和歌山県・市町村連携会議規約

## (目的)

**第1条** 国と地方の関係は、分権一括法、三位一体改革により、自己責任・自己決定に基づく行財政関係の構築が図られつつあり、県と市町村間においても、自律的な関係を構築しつつ、コスト縮減等の共通課題に両者が連携して対処し、より効率的な行財政体制の構築を図ることを目的として、「和歌山県・市町村連携会議」（以下「連携会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

**第2条** 連携会議は、前条の目的を達成するため、県と市町村が協力し、行財政面で連携を図り、行財政の効率化・健全化に資するテーマについて、具体的な検討を行うこととする。

## (組織)

**第3条** 連携会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 和歌山県内市町村の助役
- (2) 和歌山県市長会事務局長及び和歌山県町村会事務局長
- (3) 和歌山県総務部長、関係部長、各振興局長

## (会議)

**第4条** 連携会議は、構成員の発意により招集し、開催する。

**2** 連携会議は、そのテーマごとに次の各号に掲げる小委員会を設置し、具体的な検討を行うこととする。

- (1) 権限移譲
- (2) 税収確保
- (3) コスト縮減等

## (庶務)

**第5条** 連携会議の庶務は、和歌山県総務部総務管理局市町村課において処理する。

## (その他)

**第6条** この規約に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は各構成員が協議のうえ別に定める。

## 附 則

この規約は、平成17年2月1日から施行する。

# 和歌山県・市町村連携会議表彰規約

平成17年 2月 1日 承認

## (趣旨)

第1 三位一体改革や地方分権が進む中、各市町村における、行政、財政、税政の積極的な改革の取組みを評価し、また、促進するため和歌山県・市町村連携会議表彰（以下「表彰」という。）を設けるものとする。

## (表彰権者)

第2 表彰は、和歌山県・市町村連携会議（以下「連携会議」という。）の総意によって行う。

## (表彰の基準)

第3 連携会議の検討課題について、顕著な功績を上げ、他の模範になる取組みを行った市町村又は課室等に与えるものとする。

## (表彰の方法)

第4 表彰は、表彰状を授与して行う。

## (表彰の時期)

第5 表彰は、随時行うものとする。

## (被表彰団体等の決定)

第6 被表彰団体については、各小委員会において審議し、構成団体の総意をもって決定する。

## (補則)

第7 この規約に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、連携会議の議決を経て、別に定めるものとする。

## 附 則

この規約は、連携会議の承認があった日から施行する。

## 【 コスト縮減に係る取組状況 】

団体名 橋本市

### 【コスト縮減に関する貴団体の取組状況について】

- ①「花と緑のリサイクル事業」を推進しており、生ごみを堆肥化することでごみの減量化によるごみ収集回数の減少と、併せて花いっぱい運動として市職員及び市民に呼びかけ、市内に花の種まき・草刈りをボランティア活動で取り組んでおり、最小の経費で最大の効果をあげるべく努力している。
- ②総合庁舎に係る清掃業務、夜間警備業務、総合案内業務、自動扉保守点検業務、エレベーター保守点検業務の5業務について、従来個々に発注していたが、「庁舎総合管理業務」として一括で発注することにより、コスト縮減を図った。

### 【成功事例及び失敗事例】

- ①上記「花と緑のリサイクル事業」により、事業の成果をあげている地区では、ごみ収集回数を週2回から1回としたケースもあり、今後収集回数を減らせる地区が増加するものと期待している。（ごみの内45%は生ゴミという分析結果あり。）  
菖蒲谷地区 実施 平成17年7月～ ごみ収集回数週2回→1回  
山内区 予定 平成19年1月～ ”
- ②平成15年度より行政改革の一環として上記に取り組んだ結果、対前年度比で約400万円（約△29%）のコストダウンにつながった。

### 【今後の展望等】

- ①平成19年度中に、ごみ収集回数を週2回→1回に減らせる自治会が18自治会（約3,000世帯）となる見込みであり、ごみ収集車台数及びそれに伴う人件費の減といった大きなコスト縮減効果が見込める。
- ②教育文化会館にも同様の発注方法の導入を検討している。  
また、19年度以降は、総合管理業務を長期継続契約に切り替えることも検討しており、さらなるコストダウンの可能性はある。

# 各小委員会等構成員名簿

## 【権限移譲小委員会】

平成18年11月1日現在

区分	所 属・部・課	職 名	氏 名
市 町 村	和歌山市	企画課	課長 内原 久夫
	海南市	総務課	課長 田中 伸茂
	橋本市	企画経営室	室長 森川 嘉久
	有田市	総務課	課長 児島 英比呂
	御坊市	総務課	課長 榎島 敏一
	田辺市	総務課	課長 小川 鏡
	新宮市	総務課	課長 森 常夫
	紀の川市	総務課	課長 北林 佳高
	岩出市	総務課	課長 佐伯 繁樹
	紀美野町	総務課	課長 岡 省三
	九度山町	総務課	課長 窪田 安男
	広川町	総務課	課長 西岡 利記
	印南町	総務課	課長 寺前 強巳
	上富田町	総務政策課	課長 小倉 久義
	那智勝浦町		参事 田中 俊男

## 【コスト縮減等小委員会】

平成18年11月1日現在

区分	所 属・部・課	職 名	氏 名
市 町 村	和歌山市	行政経営課	課長 上島 勲
	海南市	政策調整部	参事 藤原 憲治
	橋本市	財政課	課長 北山 茂樹
	有田市	企画室	室長 梅本 治
	御坊市	財政課	課長 藤本 順英
	田辺市	政策調整課	課長 室井 利之
	新宮市	財政課	課長 小山 壽行
	紀の川市	財政課	課長 岩坪 純司
	岩出市	総務課	課長補佐 藤平 光夫
	紀美野町	企画管財課	課長 溝上 孝和
	高野町	企画振興課	課長 今井 俊彦
	有田川町	総務課	課長 須左見 政人
	みなべ町		参事 井川 憲行
	白浜町	総務課	課長 津田 壽朗
	古座川町	総務課	課長 宮本 益夫

【税収確保小委員会】

○県税及び市町村税の徴収強化に関する研究会

平成18年11月1日現在

区分	所 属・部・課	職 名	氏 名
市 町 村	和歌山市	財政部 納税課	班長 赤井 敏晃
	和歌山市	財政部 納税課	班長 中村 貴昭
	海南市	税務課	係長 小阪 仁志
	紀美野町	税務課	課長補佐 鷺谷 好永
	岩出市	税務課	副課長 藤田 茂和
	かつらぎ町	税務課	調査員兼課長補佐 大家 将利
	有田市	税務課	参事(課長) 山崎 哲一
	日高町	税務課	課長 楠山 護
	白浜町	税務課	課長 谷地 茂一郎
	串本町	税務課	副課長 和田 功
一 組	和歌山地方税回収機構	徴収課	課長 三浦 源吾
	和歌山地方税回収機構	徴収課	主査 福地 正純
	和歌山地方税回収機構	徴収課	主事 中川 卓哉
	和歌山地方税回収機構	徴収課	主事 井上 隆由
県 税 事 務 所	和歌山県税事務所	納税課 特別整理G	総括主任 村上 禎紀
	紀北県税事務所	納税課	主任 西 保義
	紀中県税事務所	納税課	課長 木村 公一
	紀南県税事務所	納税課	主査 木田 裕朗

○和歌山地方税回収機構に関する研究会

平成18年11月1日現在

区分	所 属・部・課	職 名	氏 名
市 町 村	和歌山市	財政部 納税課	班長 池尾 伸一郎
	和歌山市	財政部 納税課	班長 高橋 章
	海南市	収納対策室	室長 谷 勝美
	紀美野町	税務課	課長補佐 鷺谷 好永
	橋本市	納税課	課長 池田 和夫
	岩出市	税務課	課長 早田 利彦
	有田川町	税務課	課長 赤井 康彦
	由良町	税務課	参事(課長) 内芝 善明
	上富田町	税務課	企画員 広井 哲也
	新宮市	税務課	課長補佐 南 喜美朗
一 組	和歌山地方税回収機構	徴収課	課長 三浦 源吾
	和歌山地方税回収機構	徴収課	主査 福地 正純
	和歌山地方税回収機構	徴収課	主査 林 守
県 税 事 務 所	和歌山県税事務所	納税課 特別整理G	総括主任 村上 禎紀
	紀北県税事務所	納税課	主任 柏野 丈二
	紀中県税事務所	納税課	課長 木村 公一
	紀南県税事務所	納税課	主査 森下 真行

○家屋評価事務に関する研究会

平成18年11月1日現在

区分	所 属・部・課	職 名	氏 名
市 町 村	和歌山市	財政部 資産税課	副主査 田中 康寛
	海南市	税務課	係長 中野 裕文
	紀美野町	税務課	主査 小西 友也
	紀の川市	資産税課	課長補佐 嶋田 雅文
	九度山町	税務課 第二係	係長 倉谷 泰弘
	湯浅町	税務課 固定資産係	係長 浜田 敏希
	御坊市	税務課 資産税係	主任 辻浦 義幸
	田辺市	税務課	資産税係長 小山 良男
	那智勝浦町	税務課	主任 在中 靖二
	県 税 事 務 所	和歌山県税事務所	不動産取得税課
紀北県税事務所		課税課	主任 津田 郁久
紀中県税事務所		課税課	副主査 坂田 滋樹
紀南県税事務所		課税課	副主査 大甫 知己



## 会議開催経過

### 【地域小委員会】

	日時	場所
第1回小委員会	平成18年 7月 3日	日高振興局
	平成18年 7月 6日	那賀振興局
	平成18年 7月 7日	西牟婁振興局

### 【権限移譲小委員会】

	日時	場所
第1回小委員会	平成18年12月25日	和歌山県自治会館

### 【税収確保小委員会】

#### ○県税及び市町村税の徴収強化に関する研究会

	日時	場所
第1回研究会	平成18年 6月14日	和歌山県石油会館
第2回研究会	平成18年 8月29日	和歌山県石油会館
第3回研究会	平成18年11月16日	和歌山県自治会館
第4回研究会	平成19年 1月19日	和歌山県自治会館

#### ○和歌山地方税回収機構に関する研究会

	日時	場所
第1回研究会	平成18年 6月14日	和歌山県石油会館
第2回研究会	平成18年 8月29日	和歌山県石油会館
第3回研究会	平成18年11月16日	和歌山県自治会館
第4回研究会	平成19年 1月19日	和歌山県自治会館

#### ○家屋評価事務に関する研究会

	日時	場所
第1回研究会	平成18年 6月14日	和歌山県石油会館
第2回研究会	平成18年 9月27日	和歌山県民文化会館
第3回研究会	平成18年11月28日	和歌山県民文化会館
第4回研究会	平成19年 1月19日	和歌山県自治会館

## 【コスト縮減等小委員会】

	日 時	場 所
第1回小委員会	平成18年10月2日	和歌山県自治会館
第2回小委員会	平成19年1月16日	和歌山県自治会館

### ○庶務的事務の統合・共同化に係る地域研究会（第1回）

	日 時	場 所
海草地域研究会	平成18年10月16日	和歌山県民文化会館
那賀地域研究会	平成18年10月18日	那賀振興局
伊都地域研究会	平成18年10月19日	伊都振興局
有田地域研究会	平成18年10月17日	有田振興局
日高地域研究会	平成18年10月17日	日高振興局
西牟婁地域研究会	平成18年10月24日	西牟婁振興局
東牟婁地域研究会	平成18年10月23日	東牟婁振興局

### ○庶務的事務の統合・共同化に係る地域研究会（第2回）

	日 時	場 所
有田地域研究会	平成18年12月12日	有田振興局

### ○庶務的事務の統合・共同化に係る地域研究会（全体会）

	日 時	場 所
全体会	平成18年12月21日	和歌山県自治会館

### ○バックオフィス系システムの共同化に関する合同勉強会

	日 時	場 所
第1回勉強会	平成18年11月15日	和歌山県民文化会館
第2回勉強会	平成18年12月22日	和歌山県自治会館

### ○和歌山県市町村自治体ファイナンス勉強会 （住民参加型市場公募地方債グループ）

	日 時	場 所
第1回勉強会	平成18年10月13日	和歌山県書道資料館
第2回勉強会	平成18年10月26日	みなべ町役場
第3回勉強会	平成18年11月15日	和歌山県民文化会館

### ○和歌山県市町村自治体ファイナンス勉強会 （公会計制度改革・地域経営改善グループ）

	日 時	場 所
第1回勉強会	平成18年10月13日	和歌山県書道資料館
第2回勉強会	平成18年10月26日	みなべ町役場
第3回勉強会	平成18年11月15日	和歌山県民文化会館